

1. 報告書案11頁 2(2)②2) 消費生活相談員等の守秘義務についての質問

個人情報保護法は「過剰反応」を招いた。今回提案されている「守秘義務規定の整備」が「過剰反応」や「萎縮効果」を招かないようにする必要がある。

報告書案11頁 2)の「守秘義務規定の整備」は、「消費生活相談員等に係る守秘義務を課す」「協議会の構成員に守秘義務を課す」と書かれている。

事前の説明によれば、消費生活相談を担当する公務員（常勤・非常勤、一般職・特別職含む）・個人受託者・受託団体の役職員、連携協議会の構成員について、「現在、地方公務員法の守秘義務がかからない人がいるので、地方公務員法の罰則（1年の懲役、3万円の罰金）より重い罰則付きの守秘義務」を課すとのことである。

質問1 ②のうち 1)「提供する情報の及び提供先の限定等」と、3)「個人情報の管理」の項目は、個人情報についてのルール化であると読めるが、2)「守秘義務規定の整備」は個人情報に限定せず、職務一般について守秘義務を課すと読み取れます。そういう意味でしょうか？

質問2 2)「守秘義務規定の整備」は、条例改正によるのか、消費者安全法改正によるか？

意見1 条例、消費者安全法の改正のどちらによっても、

① 地方公務員法は、職務上知り得た「秘密」（形式的な秘密）のうち「実質的な秘密」を漏らしたときに違反となる（最高裁昭和52年12月19日決定、橋本勇『逐条地方公務員法』（新版第二次改訂版）637頁）。提案されている制度でも「実質的な秘密」のみに守秘義務をかけることとし、その範囲も明確化するようにお願いします。

② 守秘義務違反罪の構成要件を明確化することをお願いします。

③ 「守秘義務」が、相談のあっせんや、連携の推進の障害とならないよう、上司の許可があれば守秘義務が解除される等の細かな配慮をした規定づくりをお願いします。

質問3 想定される具体的なケースについて、守秘義務違反となるかどうかをお尋ねします。

ア 消費生活相談担当者が、認知症の姉妹が訪問販売のリフォーム詐欺により多額の債務を負い、自宅を競売されそうになっていることを知ったため、認知症の姉妹の同意が得られないまま、競売を行う裁判所に電話をかけて、姉妹の症状や、被害の状況を話して、競売の中止や延期を依頼した。これは守秘義務違反か。

イ 消費生活相談担当者が、多重債務者の相談を受けたため、その多重債務者の同意を得て、債権者（サラ金）に電話をかけて、借入れと返済の取引履歴の送付を依頼した。守秘義務違反か。

ウ 消費生活相談担当者が、多重債務者の相談を受けたため、その多重債務者の同意を得て、地域協議会に加入していない弁護士に電話をかけて、債務の状況等を説明し、法律的な債務整理の受任を依頼し、面談日時の予約をとった。守秘義務違反か。

エ 消費生活相談担当者が、生活保護を受けている消費者が支払いきれないクレジット債務を負ったことを知ったため、その消費者の同意を得て、クレジット会社に電話をかけて、生活保護を受給していることを説明し、取立ての中止と債権の放棄を依頼した。守秘義務違反か。

オ 消費生活相談担当者が、知的障害を持つ消費者の家族からの相談を受け、本人ではなく、家族の同意を得て、販売業者に電話をして、消費者トラブルの状況及び知的障害の状況を伝えて、適切な解決を依頼した。守秘義務違反か。

カ 事業者A社がB市役所を訪問し、「当社に関して受け付けたトラブルの内容を教えてください」と求めたため、B市役所の消費生活相談担当者が「A社に関してB市が受け付けたトラブルの内容」を伝えた。守秘義務違反か。

- キ 事業者A社から勧誘を受けている消費者がB市役所を訪問し、「A社に関して過去どんなトラブルを受け付けたか教えてほしい」と求めたため、消費生活相談担当者が「A社に関してB市が受け付けたトラブルの内容」を伝えた。守秘義務違反か。
- ク 個人受託者が、C市で2日間、隣接するD市で1日間、相談を受けている。兄弟で連鎖販売取引のトラブルを生じた相談を受け、C市で兄から、D市で弟から事情を聞き取り、把握した。この場合に、C市役所の上司に対して、D市で知った弟の相談内容を伝えた。守秘義務違反か。
- ケ 一つの受託団体が、E県、F市、G市、H町の消費生活相談を受託している。受託団体の内部で、E県、F市、G市、H町の事例における、消費者側、事業者側の対応を、固有名詞入りで相互に話し合った。守秘義務違反か。
- コ 消費生活相談担当者が、相談者及び事業者の固有名詞を匿名化した相談事例を、相談事例研究会（他の消費生活センターの担当者や、助言役の弁護士等が含まれる）に提出して、討議した。守秘義務違反か。
- サ J市の「地域協議会」に、会員3万人の老人会が構成員となっている。この老人会の3万人全員に守秘義務がかかるのか。
- シ K市の「地域協議会」に、〇〇電力株式会社（従業員2万人）のK支店（従業員200人）が構成員となっている。この場合、守秘義務がかかるのは、2万人全員か、K支店200人か、それともK支店のうち連携業務を担当している係員の数人か。
- ス M市の「地域協議会」に、民生委員が構成員となっている。ある民生委員が、「〇町〇番地の〇〇さんは、こういうトラブルにあっているので、市役所から訪問してあげてほしい」と、守秘義務がかかる人と、守秘義務がかからない人が含まれる会議の席で発言をした。守秘義務違反か。
- セ I市の「地域協議会」には、町内会長や、介護ヘルパー会社は構成員となっていない（守秘義務はかからない）。消費生活相談担当者が、高齢者の家族から見守りの依頼を受けたため、その高齢者の近所の町内会長や、介護ヘルパー会社に電話をして、共に見守りをしていくことを依頼した。守秘義務違反か。
- ソ L市の「地域協議会」に、コンビニチェーンが構成員となっている。L市は、コンビニ近隣住民の「カモリスト」をコンビニ店主に提供し、店主が「カモリスト」を事務所に置いていたところ、アルバイト店員がそのリストを勝手にインターネットに投稿し、見られる状態に置いた。守秘義務違反罪に問われるのは、コンビニ店主か、アルバイト店員か、両方か。

2. 報告書案16頁 4(5)「実務経験を積んだ専門的人材の配置」についての質問

「都道府県の機能としての市町村に対する助言や共同処理等の援助を行うための職「特定消費生活相談員（仮称）」を設けるものとし、その職には、一定の実務経験を有し、消費生活相談員資格試験に合格した者の中から任用する仕組みとする。」と書かれている。

事前の説明によれば、特定消費生活相談員は、国は人件費を出さずに都道府県費で賄い、常勤職員でも非常勤職員でもよく、係長等が兼ねてもよい、とのことである。

質問4 ということであれば、「国が都道府県に職を設けるように義務づける」以外に、「都道府県に、市町村に対する助言や共同処理等の援助を行う事務を義務づけ、その事務を分掌する職員（常勤・非常勤含む）が市町村等に対する助言や共同処理等の援助を行う」ことにしても、同じ効果が上がると思われず。「特定消費生活相談員」の職を設ける方がよい理由は何ですか？

意見2 ということであれば、「合格した者の中から任用する」と書くのではなく、「合格した者を配置する」と報告書案を修正すべきと考えます。